

今回の医療経済実態調査に基づく費用構造の算出方法について

1. 今回の医療経済実態調査の調査項目について
(参考)消費税の経理方式
2. 今回の調査結果を用いた課税費用総額の算出の考え方について
3. 具体的な混在項目課税割合計算のイメージ
(参考)混在項目課税割合計算後のデータについて(一般病院・法人立)
4. 税込・税抜統一処理について
(参考)税込・税抜統一処理後のデータについて(一般病院・法人立)
5. 加重平均処理について
(参考)加重平均処理後のデータについて
6. 費用構造推計の結果について

1. 今回の医療経済実態調査の調査項目について

①医療経済実態調査報告 本体(以下「全数データ(※)」という。)

【調査から把握できる内容】

※病院は集計1、診療所、歯科診療所、薬局は集計2

- ・ 医療経済実態調査において有効回答として取り扱われる全ての医療機関等に係る費用の総額と内訳を把握(従来どおり)。

(内訳)

ア 消費税課税であると考えられる費用項目(以下「課税対象項目」という。)

「医薬品費」「給食用材料費」「診療材料費・医療消耗器具備品費」「委託費」等

イ 消費税課税費用と非課税費用が混在する費用項目(以下「課税・非課税混在項目」という。)

「設備関係費」「経費」「その他の医業費用」

ウ 消費税非課税であると考えられる項目(以下「非課税対象項目」という。)

「給与費(通勤手当を除く)」「減価償却費(※記載要領上、便宜的に「非課税対象項目」と整理)」

- ・ 今回の調査では、上記のデータを税込処理をしている医療機関・税抜処理をしている医療機関ごとに把握(より精緻なデータをとる観点から、今回新たに調査したもの)。

(問題点) 課税・非課税混在項目があるため、課税費用の総額が精緻に把握できない。

②医療経済実態調査報告 別冊「消費税関連の集計結果」(以下「詳細データ」という。)

【調査から把握できる内容】

- ・ 調査に回答した医療機関等に係る「医業・介護費用のうち課税費用総額」と「通勤手当」を把握。
(費用全体について、課税費用と非課税費用の区分が可能)
- ・ 上記のデータも税込処理をしている医療機関・税抜処理をしている医療機関ごとに把握。
(より精緻なデータをとる観点から、今回新たに調査したもの)

(問題点) 回答した施設数が少ないため、このデータのみで費用構造を分析することは困難。

(参考)消費税の経理方式(消費税率5%のケース)

税抜処理か税込処理かによって、控除対象外消費税が含まれる費用項目が異なる(例えば、医薬品に係る控除対象外消費税は、税抜処理では「経費」等に計上されるが、税込処理では「医薬品費」等に含まれる)。

従来の医療経済実態調査においては、税抜処理のデータと税込処理のデータが単純に合計されていたが、今回は、消費税対応の観点から、より精緻なデータをとるため、税抜処理と税込処理を分けて把握している。

① 税抜方式

○日常の取引について、取引金額と消費税額を区分して経理処理する方法のこと。

■自由診療により、5,000円の現金収入があった場合

■税抜本体価格5,000円の医薬品を現金仕入れした場合

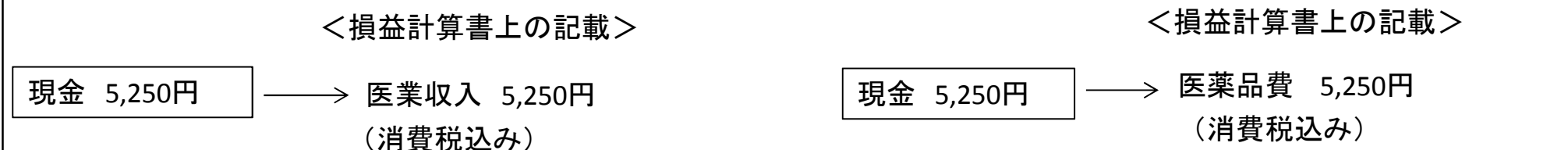


② 税込方式

○日常の取引について、消費税を取引価格に含めて経理処理する方法のこと。

■自由診療により、5,000円の現金収入があった場合

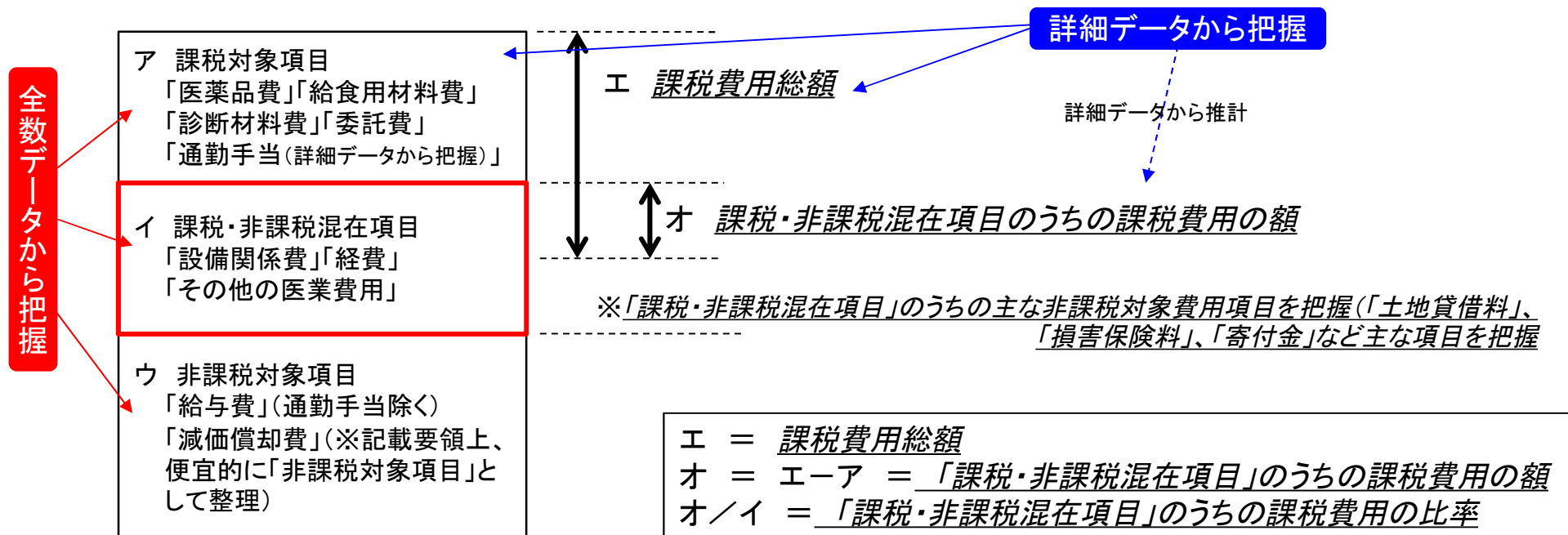
■税抜本体価格5,000円の医薬品を現金仕入れした場合



2. 今回の調査結果を用いた課税費用総額の算出の考え方について

- 詳細データに回答した施設数が少なく、詳細データの課税費用総額(割合)をそのまま使うことができないため、詳細データからは、「課税・非課税混在項目」における課税費用の割合及び通勤手当の給与費に占める割合のみを算出し、その割合を全数データに乗じることで課税費用総額(割合)を算出することとする。
- 具体的には、下の図のオ／イを算出し、全数データの「課税・非課税混在項目」(＝病院であれば「設備関係費」「経費」「その他の医業費用」)の合計額に乗じることによって、「課税・非課税混在項目」のうちの課税費用の額を算出する。(以下「混在項目課税割合計算」という。)

(例) 病院の費用構造のイメージ ※今回新たに集計・算出した項目(図の斜字・下線部分)



3. 具体的な混在項目課税割合計算のイメージ

【例】病院における混在項目課税割合計算のイメージ

〈一般病院〉		〈精神科病院〉	
◆全数データより	◆詳細データより	◆全数データより	◆詳細データより
法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×
法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×
個人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×	個人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×
個人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×	個人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	

〈特定機能病院〉		〈こども病院〉	
◆全数データより	◆詳細データより	◆全数データより	◆詳細データより
法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税抜処理 課税・非課税混在項目の総額	×
法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×	法人立 税込処理 課税・非課税混在項目の総額	×
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	
比率(オ/イ)		比率(オ/イ)	

- 例えば病院の場合、「全数データ」から、①一般病院／精神科病院／特定機能病院／こども病院、②法人立／個人立、③税抜処理／税込処理の区分に応じた12通りの「課税・非課税混在項目」の総額が把握できる。一方「詳細データ」からは上記12通りに対応する「比率(オ/イ)」を導くことができる。
- 全12通りごとに、「課税・非課税混在項目」の総額と「比率(オ/イ)」を掛け合わせることにより、それぞれについて、「課税・非課税混在項目」中の課税経費額を算定する。

(参考)混在項目課税割合計算後のデータについて(一般病院・法人立の「前年度」分)

①処理前のデータ × ②係数(%) = ③混在項目
課税割合計算

	(千円)			(千円)	
	一般病院			一般病院	
	法人立			法人立	
	税抜	税込		税抜	税込
I 医業・介護収益	3,806,086	2,837,782		3,806,086	2,837,782
医業収益	3,802,823	2,834,253		3,802,823	2,834,253
(入院)保険診療収益	2,501,972	1,931,091		2,501,972	1,931,091
(入院)公害等診療収益	28,570	25,968		28,570	25,968
(外来)保険診療収益	1,035,822	714,149		1,035,822	714,149
(外来)公害等診療収益	14,925	10,356		14,925	10,356
非課税売上げ比率	0.94	0.95		0.94	0.95
II 医業・介護費用	3,858,589	2,823,122		3,858,589	2,823,122
1 給与費	2,052,702	1,530,007		2,052,702	1,530,007
1のうち通勤手当以外			係数	2,026,408	1,511,899
1のうち通勤手当			1.281	26,294	18,108
2 医薬品費	515,203	377,170	(税抜)	515,203	377,170
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	369,376	266,094	(税込)	369,376	266,094
4 委託費	266,144	167,072		266,144	167,072
5 減価償却費	233,214	145,256		233,214	145,256
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	421,951	337,522	係数	421,951	337,522
6のうち課税分			55.110	232,537	229,023
6のうち非課税分			(税抜)	189,414	108,499
			(税込)		

4. 税込・税抜統一処理について

- 3の混在項目課税割合計算を行った段階では、例えば一般病院・法人立のデータで見ると、税抜処理をしている一般病院と税込処理をしている一般病院が別々に把握されている。
- 「一般病院・法人立」全体のデータを作成するためには、税抜処理の「一般病院・法人立」の数字を下記の手順で税込処理ベースの数字に置き換えた上で、税込処理の「一般病院・法人立」の数字との間で、集計施設数に応じて加重平均する必要がある。(以下「税込・税抜統一処理」という)
 (税込処理をベースとする理由)
 税込処理をしている医療機関数の方が多いこと、また、平成9年の推計時にも、医療機関は税込処理をしているものとして計算していること。

〈一般病院・法人立の例〉

	一般病院	
	法人立	
	税抜	税込
I 医業・介護収益		
医業収益		
(入院)保険診療収益		
(入院)公害等診療収益		
(外来)保険診療収益		
(外来)公害等診療収益		
非課税売上げ比率	A	
II 医業・介護費用		
1 給与費		
1のうち通勤手当以外		
1のうち通勤手当	(元の額)×A×5%を増額	} 配分
2 医薬品費	(元の額)×A×5%を増額	
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	(元の額)×A×5%を増額	
4 委託費	(元の額)×A×5%を増額	
5 減価償却費	(元の額)×A×5%を増額	
6 設備関係費、経費、その他医業費用		
6のうち課税分	(元の額)×A×5%を増額	} 配分
6のうち非課税分	上記の処理による増額分を減額	
III 損益差額		
集計施設数	381	454

施設数で加重平均

【税込・税抜統一処理の手順】

- 税抜処理では、控除対象外消費税が「6」の「経費」の中の「非課税分」の中にまとめて計上されている。これを税込処理と整合的な形にするため、各課税費用にそれぞれ消費税が上乗せされている形に戻す必要がある。
- ただし、控除対象外消費税が発生しているのは、自由診療等を含まない「保険診療分」と「公害等診療分」(＝非課税売上げ)の仕入れに係る部分のみであるため、課税費用×5%を上乗せするのではなく、課税費用×(A:非課税売上げ割合)×5%を上乗せすることとなる。

※なお、税込処理における課税品目の数字には、自由診療などの課税売上分も含めた仕入消費税負担の全額(＝5%分)が含まれているが、収益にも課税売上に係る消費税が含まれているため、「収益に占める課税費用の率」の観点からは、上記処理後の税抜処理ベースの数字と、税込処理ベースの数字との間では整合性がとれている。

(参考) 税込・税抜統一処理後のデータについて(一般病院・法人立の「前年度」分)

③混在項目課税割合計算後 →

控除対象外消費税の
上乗せ処理

→

④税込・税抜
統一処理後

	一般病院		→	一般病院		→	一般病院	
	法人立			法人立			法人立	
	税抜	税込		税抜	税込		税抜	税込
I 医業・介護収益	3,806,086	2,837,782		3,806,086	2,837,782		3,279,607	
医業収益	3,802,823	2,834,253		3,802,823	2,834,253		3,276,200	
(入院)保険診療収益	2,501,972	1,931,091		2,501,972	1,931,091		2,191,577	
(入院)公害等診療収益	28,570	25,968		28,570	25,968		27,155	
(外来)保険診療収益	1,035,822	714,149		1,035,822	714,149		860,924	
(外来)公害等診療収益	14,925	10,356		14,925	10,356		12,441	
非課税売上げ比率	0.94	0.95		0.94	0.95			
II 医業・介護費用	3,858,589	2,823,122	→	3,858,589	2,823,122	→	3,295,593	
1 給与費	2,052,702	1,530,007		2,053,940	1,530,007		1,769,071	
1のうち通勤手当以外	2,026,408	1,511,899		2,026,408	1,511,899		1,746,663	
1のうち通勤手当	26,294	18,108		27,532	18,108		22,408	
2 医薬品費	515,203	377,170		539,462	377,170		451,222	
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	369,376	266,094		386,769	266,094		321,157	
4 委託費	266,144	167,072		278,676	167,072		217,995	
5 減価償却費	233,214	145,256		244,195	145,256		190,401	
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	421,951	337,522		355,547	337,522		345,747	
6のうち課税分	232,537	229,023		243,487	229,023		235,623	
6のうち非課税分	189,414	108,499		112,060	108,499		110,124	
III 損益差額	▲ 52,504	14,659		▲ 52,504	14,659		▲ 15,986	
集計施設数	381	454		381	454		835	

※なお、個人立の場合の「損益差額」は、この税抜・税込統一処理後の段階で給与費に合算して計算する。(平成9年の対応と同様)

5. 加重平均処理について

- 「混在項目課税割合計算」、「税込・税抜統一処理」により、
 - ・ 病院であれば、「一般病院・精神科病院・特定機能病院・こども病院」「法人立・個人立」ごとの費用構造
 - ・ 診療所であれば、「有床診療所・無床診療所」「法人立・個人立」ごとの費用構造
 - ・ 歯科診療所であれば、「法人立・個人立」ごとの費用構造
 - ・ 保険薬局であれば、「法人立・個人立」ごとの費用構造
 が把握可能となる。

- 最後に、「病院」「診療所」「歯科診療所」「保険薬局」の4つの分類にまとめるため、各費用構造ごとの施設数に応じて、加重平均する。

【加重平均の際に、使用する施設数】

一般病院		精神科病院		特定機能病院		こども病院	
法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立
7,069	316	1,039	32	84		25	

有床診療所		無床診療所		歯科診療所		保険薬局	
法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立	法人立	個人立
6,571	3,025	47,936	42,620	12,096	56,378	46,948	7,635

※ 病院：厚生労働省「医療施設調査」(H24.10.1)等より医療課調べ
 一般診療所、歯科診療所：厚生労働省「医療施設調査」(H24.10.1)より
 保険薬局：厚生労働省「最近の医療費の動向」(H24.12月分)より医療課調べ

(参考)加重平均処理後のデータについて
(病院・一般診療所・歯科診療所・保険薬局の前年度分)

病院

	金額	構成比
I 医業・介護収益	3,206,182	100.0%
II 医業・介護費用	3,238,562	101.0%
1 給与費	1,730,180	54.0%
1のうち通勤手当以外	1,707,997	53.3%
1のうち通勤手当	22,183	0.7%
2 医薬品費	451,386	14.1%
3 給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費	312,252	9.7%
4 委託費	211,707	6.6%
5 減価償却費	191,841	6.0%
6 設備関係費、経費、その他の医業費用	341,195	10.6%
6のうち課税分	235,467	7.3%
6のうち非課税分	105,727	3.3%
III 損益差額	▲ 32,380	-1.0%
集計施設数	1,137	
全国の施設数	8,565	

一般診療所

	金額	構成比
I 医業・介護収益	133,074	100.0%
II 医業・介護費用	127,571	95.9%
1 給与費	68,403	51.4%
1のうち通勤手当以外	67,728	50.9%
1のうち通勤手当	675	0.5%
2 医薬品費	20,790	15.6%
3 材料費	3,336	2.5%
4 委託費	4,688	3.5%
5 減価償却費	4,925	3.7%
6 その他の医業・介護費用	25,429	19.1%
6のうち課税分	17,025	12.8%
6のうち非課税分	8,404	6.3%
III 損益差額	5,503	4.1%
集計施設数	1,656	
全国の施設数	100,152	

歯科診療所

	金額	構成比
I 医業・介護収益	48,696	100.0%
II 医業・介護費用	47,864	98.3%
1 給与費	26,904	55.2%
1のうち通勤手当以外	26,561	54.5%
1のうち通勤手当	343	0.7%
2 医薬品費	604	1.2%
3 歯科材料費	3,591	7.4%
4 委託費	4,008	8.2%
5 減価償却費	2,628	5.4%
6 その他の医業費用	10,128	20.8%
6のうち課税分	7,415	15.2%
6のうち非課税分	2,713	5.6%
III 損益差額	831	1.7%
集計施設数	594	
全国の施設数	68,474	

保険薬局

	金額	構成比
I 収益・介護収益	162,063	100.0%
II 医業・介護費用	154,107	95.1%
1 給与費	28,835	17.8%
1のうち通勤手当以外	28,382	17.5%
1のうち通勤手当	453	0.3%
2 医薬品等費	110,932	68.4%
3 委託費	410	0.3%
4 減価償却費	1,653	1.0%
5 その他の経費	12,277	7.6%
5のうち課税分	7,768	4.8%
5のうち非課税分	4,510	2.8%
III 損益差額	7,956	4.9%
集計施設数	903	
全国の施設数	54,583	

6. 費用構造推計の結果について

(%)

	①給与費等非課税費用 (損益差額を含む)	②医薬品費	③特定保険 医療材料費	④その他 課税費用	⑤減価 償却費	②~⑤の 合計
医科	57.3	14.5	3.5	19.3	5.3	42.7
病院	56.6	14.1	4.5	19.9	6.0	44.4
一般診療所	61.3	15.6	0.9	18.5	3.7	38.7
歯科診療所	61.8	1.2	6.7	24.8	5.4	38.2
保険薬局	25.2	68.3	0.2	5.3	1.0	74.8
全体	52.3	22.6	3.2	17.4	4.6	47.7

※ 各費用割合は、平成25年医療経済実態調査等における平成24年度の数値を用いて推計したもの。

※ 特定医療保険材料は社会医療診療行為別調査より推計。

(参考) 税抜経理方式において税法上損金に算入されている控除対象外消費税の 医業・介護収益(非課税分)に対する比率

※医療経済実態調査報告 別冊「消費税関連の集計結果」の「参考2」より、「前年度」の数値(回答施設数が3以上の場合のみ)を抜粋

(留意事項)

この項目については、既存の財務諸表等を参照して容易に回答が可能と考えられたために、「税抜経理方式」を採用している施設に限って回答をお願いしたものであるが、施設類型によっては集計対象施設が非常に限定的であること、課税対象項目ごとの費用負担額が把握できないことを踏まえれば、この集計結果の取扱いは参考値的なものにとどまるべきと考えられる。

■病院(前年度)

	一般病院	精神科病院	こども病院
比率	2.0%	1.1%	1.7%
施設数	272	33	10

■一般診療所(前年度)

	入院収益あり	入院収益なし	全体
比率	2.7%	1.3%	1.7%
施設数	9	43	52

■歯科診療所(前年度)

	全体
比率	1.3%
施設数	10

■保険薬局(前年度)

	全体
比率	2.9%
施設数	128